

○ 岩国市水道局競争入札心得

平成 18 年 3 月 20 日制定

改正

平成 29 年 4 月 1 日

岩国市水道局競争入札心得

(目的)

第 1 条 岩国市水道局（以下「局」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行する場合の取扱いについては、法令、条例又は規程に特別の定めのある場合を除くほか、この心得の定めるところによる。

(一般競争入札参加の申出)

第 2 条 一般競争入札に参加しようとする者は、岩国市水道事業会計規程（平成 18 年規程第 40 号。以下「規程」という。）第 102 条に規定する公告において指定した期日までに、当該公告において指定した書類を添え、岩国市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申し出なければならない。

2 管理者は、前項の申し出をした者の資格審査を行ったうえ、当該入札の資格の有無を通知しなければならない。

(入札参加者)

第 3 条 一般競争入札の有資格の通知を受けた者又は指名競争入札の指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、指定された時刻及び場所に参加し、入札関係書類を受領後、仕様書の説明を受けなければならない。この場合、入札関係書類に疑義があるときは、原則として書面により説明を求めなければならない。ただし、建設工事等（工事に係る設計業務等を含む。）は、指定された日時及び場所で配布図書受領票を提出し、入札関係書類を受領しなければならない。

2 入札参加者が理由なく前項の指定された時刻及び場所に参加しないときは、当該入札に参加させないことがある。

3 入札参加者の過半数の者が見積期間の延長又は短縮を要望する場合は、入札の期日を変更することができる。

(入札保証金等)

第 4 条 競争入札に参加しようとする者は、入札執行前に、規程第 104 条に定める入札保証金又は規程第 106 条に定める入札保証金に代わる担保について関係職員の点検を受け、その面前においてこれを封かんのうえ、氏名及び金額を封皮に明記して、受領書と引換えに提出しなければならない。

2 前項の入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、入札終了後に、その受領書と引換えに還付する。ただし、落札者には規程第 128 条に定める契約保証金を納付し、契約履行後、規程第 138 条の規定により還付する。

(入札保証金の免除)

第 5 条 規程第 105 条の規定により入札保証金を免除する場合は、一般競争入札にあっては公告の際、指名競争入札にあっては指名通知書により明示する。

(入札等)

第 6 条 入札参加者は、入札関係書類及び現場を熟覧のうえ、所定の時刻までに入札書を提出しなければならない。この場合、貸与されている設計図書があるときは、返還しなければならない。

2 所定の時刻までに入札書を提出しない者は、棄権したものとみなす。

3 入札書には所定の事項を明記し、記名押印（届出の印）し、入札者の氏名等を表記した封筒に入れ、封印して提出しなければならない。

4 郵便による入札は認めない。ただし、一般競争入札は、この限りではない。

5 入札参加者は、入札書を提出した後においては、その開札の前後を問わず、これを引

換え、変更し、又は取り消すことができない。

6 入札参加者の委任を受け、代理人が入札するときは、委任状を持参し、受任者の氏名印を使用しなければならない。

7 入札参加者（代理人を含む。）は、全員入札に立ち会わなければならない。

8 入札参加者及び代理人は、他の入札参加者の代理人となることができない。

（入札の辞退）

第7条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはないものとする。

（入札の取消し等）

第8条 入札の執行に当たり不正があると認められるときは、入札の執行を取り消すことができる。

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当し、又は入札執行の秩序を乱す行為があると認められる者に対しては、その入札を拒絶し、その入札参加者を入札場から退去させることができる。

3 指名競争入札において、応札者が1社になった入札は、執行を取りやめる。

4 入札の執行に際し、特別の事情が発生した場合においては、入札を延期若しくは中止し、又は取り消すことができる。この場合において、入札参加者は、異議又は苦情を申し立てることはできない。

5 前項の場合、入札参加者が損失を受けることがあっても、水道局は、その補償の責めを負わない。

（落札者の決定）

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲以内で、最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定めるところによる。

（1） 令第167条の10第1項の規定により、予定価格の制限の範囲以内で最低の価格をもって入札した者の価格が、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合、最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲以内の入札をした他の最低の価格をもって入札した者を、落札者とする。

（2） 岩国市水道局低入札価格調査実施要領（平成18年3月20日制定）に基づく調査対象となった場合、要領の定めるところによる。

（3） 規程第113条の規定により最低制限価格を設けた場合、予定価格の制限の範囲以内で最低制限価格を上回る入札をした者のうち最低の価格で入札したものを落札者とする。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札者のうちでくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（入札の無効）

第11条 次のいずれか該当する入札は、無効とする。

（1） 入札条件に違反したとき。

（2） 2人以上連合のもの

（3） 保証金の納付のないもの又はその額が不足するもの

（4） 指定した様式の入札書によらないもの

（5） 入札書中緊要の文字を欠き、又は明確でないもの

- (6) 入札書記載の価格を加除訂正したもの及び入札書に記名押印のないもの
- (7) 代理人の場合において、委任状を提出しないもの。ただし、再入札に限り入札代理人であることを証する事実があった場合は、この限りでない。
- (8) 通信入札にして、外封により入札書であることを認め難いとき。
- (9) 入札に際し、不正行為があったと認められたとき。
- (10) 令第167条の4の規定により入札に加わることのできない者がした入札
- (11) 公告又は指名通知により、入札に際しあらかじめ工事費内訳書の提出を求めた場合において、工事費内訳書の提出がない、又は工事費内訳書に不備がある入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者において特に指定した事実を違反したもの

(再度入札)

第12条 開札をした場合、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をする。ただし、設計図書等の再検討が必要と認められる場合は、日時を改めて執行する場合がある。

(契約の締結)

第13条 落札が決定した者は、規程第124条の規定により契約を締結しなければならない。

2 規程第129条の規定により契約保証金を免除する場合は、第5条の規定を準用する。

3 落札が決定した者が契約締結までの間に入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

(異議の申立て)

第14条 入札をした者は、入札後、この入札心得、入札関係書類、現場状況等について、不明を理由に異議の申し立てはできない。

(下請負人の制限)

第15条 同一工事にかかる入札参加者を下請負人として選定することはできない。ただし、管理者が必要と認めたときはこの限りではない。

2 岩国市の指名停止期間中の者を下請負人として選定することはできない。